

令和4（2022）年8月31日開催

令和4年度  
柏崎市農業委員会第27回議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会第27回総会 議事録

- 1 日 時 令和4年8月31日（水）
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第5条許可申請について  
議第3号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について  
議第4号 農地法第5条許可申請について  
報第1号 令和4年度最適化活動の目標の設定等及び令和4年度柏崎市農業委員会農地等の最適化に関する指針の修正について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

これより第27回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であり、現在の出席委員数は19人で、過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は24人であり、

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、9番 尾崎 清信委員、10番 尾崎 正俊委員の2人を議事録署名委員に指

名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

事務局でございます。それでは、議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について御説明いたします。

申請番号1 谷根地内、田、10筆、計4,479㎡。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第2号 農地法第5条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書2ページを御覧ください。議第2号 農地法第5条許可申請について、御説明いたします。

申請番号1 田塚二丁目地内、田、87㎡。一般個人住宅。第3種でございます。

申請地につきましては、渡人が平成3年頃より駐車場として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。今後、受人が隣接する宅地と共に、申請地を一般個人住宅の敷地として一体的に利用する計画となっております。

申請番号2 松波一丁目地内、畑、176㎡。物置兼車庫。第3種でございます。

申請地につきましては、渡人が以前より物置兼車庫敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号3 茨目地内、田、697㎡。集合住宅。第3種でございます。

申請番号4 茨目三丁目地内、田、251㎡。貸駐車場兼貸資材置場。第3種でございます。

本件につきまして、受人は道路舗装工事業を行う〇〇〇の役員を務めております。当該法人は、重機の駐車場及び資材置き場を保有しておらず、現在、安政町の土地を借用していますが、冬場に茨目地区や田尻地区の除雪を請け負っていることから、利便性等を考慮し、新たに申請地を重機の駐車場兼資材置場として利用するものです。利用に当たっては、受人が申請地を取得し、当該法人に貸し出す計画となっております。

申請番号5 柳田町地内、2筆、田、計2,000㎡。宅地造成8区画。第3種でございます。

申請番号6 花田地内、2筆、田、計237㎡。送電鉄塔航空障害灯更新工事のための工事用地に係る一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

続きまして、議案書3ページを御覧ください。

申請番号7 西山町新保地内、3筆、田、計317㎡。送電鉄塔航空障害灯更新工事のための工事用地に係る一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の3ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第2号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第2号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

和田主任

事務局でございます。議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。1、事業の区分、利用権設定等促進事業。2、権利の種類、賃借権。3、利用権の設定・移転の別、移転。4、権利の移転日、令和 4 年（2022）年 9 月 20 日。5、権利の終了日、明細表に記載のとおり。6、対象農地の面積、賃借権（一般分）、田（2 筆）3,339.00 m<sup>2</sup>、計（2 筆）3,339.00 m<sup>2</sup>。7、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人、所有者 1 人。8、計画変更の理由、明細表に記載のとおり。9、実施地区、柏崎市。10、公告予定年月日、令和 4 年（2022）年 9 月 16 日。農用地利用集積計画変更の明細は、5 ページに記載のとおりです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の案件について、事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号について、事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「報第 1 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等及び令和 4 年度柏崎市農業委員会農地等の最適化に関する指針の修正について」、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議案書 6 ページを御覧ください。報第 1 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等及び令和 4 年度柏崎市農業委員会農地等の最適化に関する指針の修正について、御説明申し上

げます。

こちらの修正は、北陸農政局から新潟県農林水産部農業総務課を通じて依頼があったことから、行うものであります。

これらの目標設定等は、年度当初に設定したものです。

Ⅱ、最適化活動の目標、1、(1)、①にある、これまでの集積面積及び集積率は、市町村が実施する担い手の農地利用集積状況調査における令和4年3月末における数値を利用するという事の通知がありました。修正前の数値は、農業委員会で整理をしていた担い手の名簿の数値でありました。この修正によって、修正前の集積面積と集積率使用して算出していた「農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」における項目の数字、具体的には2の①農業委員会の目標と、②地域毎の目標のこれらの数字も変わってくることから、修正前の算出の方法と同様の手法で、数字を導いております。

修正の締め切りが8月4日とされていたことから、会長の了承を得まして新潟県へ報告をしております。

説明は以上となります。

議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はありませんでしょうか。

－ 意見・質問なし －

議長

無ければ質疑を終了いたします。報第1号の報告を終了します。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時40分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_